

# 参議院議員通常選挙

投票日は **6月26日**

投票区名	投票率(%)		
	男	女	計
久富	81.65	85.65	83.80
新別名	71.85	82.55	77.92
河原	74.43	75.77	75.18
伊上	75.95	74.46	75.13
蔵小田	64.97	68.97	67.16
津黄	74.07	82.61	78.72
後畑	65.47	70.99	68.44
立石	67.09	78.44	72.92
角山	62.43	66.02	64.34
田久道	75.61	79.80	77.90
久津	70.17	68.69	69.37
本郷	63.29	63.52	63.41
大浦	39.71	45.81	42.92
油谷	66.67	70.91	68.87
水岬	71.62	73.63	72.73
川尻	59.13	60.24	59.74
計	66.41	70.49	68.63
日置町	73.01	75.98	74.63
三隅町	67.83	72.43	70.32

## 改正された参議院選挙制度

このたび参議院全国区制が改正され、わが国で初めての比例代表制が導入され、今回の参議院通常選挙から適用されることになりました。

### 投票の方法が変わりました

投票の方法で最も大きく変わったのは、全国選出議員の選挙(全国区)について拘束名簿式比例代表制を採用したことにより、候補者個人へ投票するのではなく、政党等へ投票するようになり、「参議院比例代表選挙」と呼ぶようになりました。

これは、個人の立候補一人一人に対する投票といういわば個人本位の選挙制度を廃止し、政党等の名簿の提出による立候補一政党等に対する投票といういわば政党本位の選挙制度をわが国で初めて導入するもので、今までのように個人の候補者に投票するのではなく、政党に投票する方式です。各政党は候補者を選び、順位を

りました。比例代表制(旧全国区)の選挙と選挙区選出議員(旧地方区)の選挙は同時に行われますが、投票用紙の色が違ってきますので、よく確認して投票用紙に書いてください。

### 参議院比例代表選挙

(旧全国区)

## 投票の方法



自 治 省

記載した名簿を選挙長に届け出てその名簿登載者を候補者とするようになります。

有権者は、名簿やその政党の政策等をよく見て、自分の選ぶ政党を決め、投票用紙には個人名でなく、政党等の名称又は略称を自書して投票を行うこととなります。

投票所の適当な場所に、名簿を届け出た政党の名称、略称及び当選人となるべき順位をつけた候補者の氏名が掲示されていますのでよく調べて政党の名称又は略称を記入してください。

投票記載所には、届け出た政党の名称及び略称のみが掲示されており、候補者の氏名は掲示してありませんので間違いないよう気をつけてください。

当選人の数は各政党の得票数に比例して割り当てられ、当選人は各政党の名簿に記載した候補者の上位から順に決まります。

### 参議院選挙区選出

#### 議員選挙(旧地方区)

参議員地方選出議員の選挙については、その名称が「参議院選挙区選出議員の選挙」と変更されただけで、制度は今まで通りです。

投票記載所に候補者の氏名等が掲示されていますので、よく確認をして投票用紙には候補者の氏名を記載して投票してください。

### 自分の判断で

#### 投票しましょう

政党や候補者の政治に対する考え方は選挙公報で有権者に知らされます。ラジオやテレビの放送と合わせてよく考えて選びましょう。また、長門中央公民館で六月一日一九時三〇分から立会演説会が開催されますので、多数お出かけください。